

川崎市上下水道局規程第 28 号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健 一

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和 39 年川崎市上下水道局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「ただし」の次に「、請求書を除き」を加える。

第 82 条第 2 項及び第 87 条第 4 項中「住信 SBI ネット銀行株式会社」を「株式会社ドコモ SMTB ネット銀行」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。